

感染予防に留意した要小学校の児童の生活について（令和３年９月）

生活指導部・保健部

要小学校では、文部科学省や東京都のガイドライン及び、豊島区のからの要請をもとに、以下のように学校活動を進めています。

登校について

①以下の持ち物を毎日持たせてください。

- ・健康観察表　・ハンカチ　・ティッシュ　・マスクは必ず身に付ける。
- ・鼻水が出る場合などは、咳エチケットで出たティッシュ等を持ち帰るビニール袋
- ・水分補給用の水筒（中身は水）

☆忘れた時・汚れた時のために「密閉袋に入れた予備のマスク」を置いておきます。

②毎朝、家庭で検温、健康観察をした上で「健康観察表」に記録し、忘れずに持たせてください。

（検温や健康観察表を忘れた児童は、校舎に入る前に保健室前で検温をさせています。）

体調が悪い時は登校を控え、まず電話で医療機関に相談してください。

欠席の場合には、電話またはメールで必ず学校に連絡をお願いいたします。

感染拡大の心配等により、ご家庭の判断で登校を控えた場合は、欠席ではなく出席停止となります。

○登下校時にマスクをしていて苦しい時には、人と距離を取り、マスクを外すことを指導します。（熱中症対策）



休み時間の過ごし方

○休み時間に関しては、熱中症対策も考慮し、以下のように指導しています。

- ・休み時間の前後には、手洗いをする。
- ・休み時間は、密を避けるため、半分の学年が校庭で過ごす。
- ・校庭に出る際には、水分補給のために、水筒を持っていき、指定させた場所で保管する。
- ・校庭で遊んでいるとき、苦しい場合は友達から距離をとって（校庭の端で）、外してもよいが、マスクを外しているときはしゃべらない。

○校庭では、密になりやすいジャングルジムは使用不可とします。

○トイレ、水道については、できるだけ学年ごとに指定された場所を使用するようにします。

○熱中症対策として、中休み、昼休みの途中で、水分補給やマスクを取って呼吸を整えるための時間として「休憩タイム」を設定します（その際は、友達と距離をとるように指導します）。

学習活動について

- ・ 特別教室を含むすべての教室において、座席の間隔は最低 1 m とします。
 - ・ 机やいすを共用する特別教室での授業の前後には、手洗いをするように指導します。
 - ・ 教室移動の際は、1 m の間隔で廊下に整列し、間隔を保って歩かせます。
- ◎ 区の指示により、緊急事態宣言下では、飛沫感染の可能性が高い以下の活動は、実施しません。
- ※ グループや少人数での話し合い活動
 - ※ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
 - ※ 体育における身体接触を伴う活動（身体接触を伴うマット運動・球技におけるゲームなど）
 - ※ 家庭科における調理実習
 - ※ 児童、生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・ 上記に当てはまらない実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、共用を可能な範囲で避け、共用する場合には、事前事後に手洗いをさせます。
 - ・ 原則、校庭での体育の授業中、運動時については、十分な距離（2 m）を確保して、マスクを外す。（全体指導や話し合いの場面等で、十分な距離が取れない場合にはマスクを着ける。）
- ◎ 区の指示により、緊急事態宣言下では、児童が学年を超えて一堂に集まる学校行事や校外での活動は中止します。始業式や全校朝会は放送またはオンラインで実施、委員会活動は学年ごとで実施し、クラブ活動（火曜日 7 校時）、たてわり班活動は実施しません。

教室環境について

- ・ 常時換気を基本とし、10 cm ～ 20 cm 以上、廊下側（窓 1 か所）と窓側（扉 1 か所）を対角に開けます。（廊下の窓も必ず開けます。）
 - ・ 加えて、「児童の登校前・中休み・給食の時間」には、5 分程度、窓を全開にして、換気を行います。
 - ・ 常時換気が難しい場合、「30 分に 1 回、5 分程度、窓を全開」の換気を行います。
 - ・ エアコン使用時も、上記のとおり換気を行います。
- ・ 各教室、特別教室の児童がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は 1 日に 1 回消毒をします。また、トイレや手洗い場も同様に消毒します。
- ※ 文部科学省のガイドラインでは、適切に手洗いができている場合は省略可能となっていますが、念のため本校では消毒を行います。



文部科学省や東京都教育委員会のガイドラインの改訂、地域での感染拡大の状況を踏まえ、随時変更していきます。最新の感染予防対策についてご不安な点やお知りになりたい点がある場合は、学校までお問い合わせください。